

構成員提出資料

池田構成員、栄留構成員、川瀬構成員、
中村構成員、堀構成員

構成員意見書【共同提案】

構成員 池田 清貴
構成員 栄留 里美
構成員 川瀬 信一
構成員 中村みどり
構成員 堀 正嗣

第10回会議の資料として配布された「子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ(素案)」(以下、「とりまとめ素案」という。)につき、次の通り意見を述べる。

1 児童からの意見聴取について

とりまとめ素案では、児童福祉法に、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)が、在宅指導、里親委託、施設入所といった措置の決定、更新、停止、解除若しくは他の措置への変更を行う場合、又は一時保護を行う場合には、予め児童の意見を聴取しなければならないこと、ただし緊急保護の場合で予めの意見聴取ができないときは事後速やかに聴取すべきことを規定するよう提案している。ここで示されている在宅指導、里親委託、施設入所といった措置に加え、児童福祉法第27条2項による指定発達支援医療機関に対する委託を行う場合についても、児童への影響の大きさという点において差異はないため、予めの児童の意見聴取の対象とするべきである。また、一時保護の解除についても、意見聴取の対象とするべきである。

また、聴取した児童の意見については、その児童の年齢及び成熟度に従って正当に重視しなければならない旨も併せて規定すべきである。この点、子どもの権利条約第12条1項の政府訳では、聴取された児童の意見は「相応に考慮される」とされている。しかし、同文言に対応する正文(英語)は“given due weight”であって、「正当に重視される」と訳されるべきところであり、児童福祉法に同様の規定を設ける場合には、そのように規定すべきである。なお、「年齢及び成熟度に従って」とは、低年齢であることや、未だ成熟途上にあるからといって、その意見を重視しなくてよいと解されてはならない。国連子どもの権利委員会一般的意見第7号14に「もっとも若い子どもでさえ、権利の保有者として意見を表明する資格があるのであり、その意見は『その年齢および成熟度にしたがい、正当に重視され』るべきである」と規定されていることに留意すべきである。

2 アドボケートを利用する機会の提供について

とりまとめ素案では、意見表明支援については、「児童福祉法上、都道府県等は、子どもの意見表明を支援する環境の整備に努めなければならない旨を規定するべきである」という努力義務規定を設けるとの提案がなされている。

しかし、とりまとめ素案8頁にも記載されている通り、児童が独力で意見表明すること

が困難な場合があり、適切な意見表明支援が伴わなければ意見聴取の仕組みが有効に機能しないケースも生じ得る。かかる意見表明支援の重要性に鑑みれば、都道府県等には、その環境整備の努力を義務付けるものにとどまらず、意見表明支援を提供することを端的に義務付ける内容を児童福祉法に明記すべきものとする。

また、その際、意見表明支援の担い手である子どもアドボケイトを利用する機会を提供しなければならないこと、また、子どもアドボケイトの地位及び職務遂行に関する独立性が担保されること及び子どもアドボケイトがその職務に関して守秘義務を負うことも、併せて同法に規定すべきである。

3 「意見表明支援員」の呼称について

とりまとめ素案では、子どもの意見表明支援の担い手を「意見表明支援員」と記載しているが、より適切な呼称を検討する必要がある。支援を受けることに対して子どもが抵抗を感じる場合があるからである。「支援者としての立場が明確な者に対しては、かえって意見を伝えにくい」といった社会的養護経験者の意見が考慮される必要がある。また子ども主導や他の専門職や機関からの独立性といった従来の支援職とは異なる原則に立って子どもと寄り添う存在であるにもかかわらず、「支援員」と呼称されることは誤解を呼ぶ恐れがあることも懸念される。

参考までに、上記1、2、3を具体化する規定としては、以下のようなものが考えられる。

- ① 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）は、第27条第1項2号及び同項3号の措置、同条2項による委託並びに第33条第1項の一時保護（同条4項の引き続き行う一時保護を含む）の決定、更新、停止、解除又は変更を行うにあたり、適切な支援及び合理的配慮のもと、予め児童の意見を聴取しなければならない。ただし、一時保護に関する意見聴取は、予めこれを行うことができない場合には、事後速やかに行うものとする。
- ② 都道府県等は、①で聴取した児童の意見を、その年齢及び成熟度に従って正当に重視しなければならない。
- ③ 都道府県等は、①に定める意見聴取にあたり、児童が自由に自己の意見を表明することができるよう、児童の意見表明支援に関する専門的技術を有する支援者（以下、「子どもアドボケイト」という。）を利用する機会を提供しなければならない。
- ④ 子どもアドボケイトは、その職務の遂行について利害関係を有さない者のうちから、都道府県知事又は児童相談所設置自治体の長が委嘱する。
- ⑤ 子どもアドボケイトの職務の遂行に関しては、その独立性が尊重されなければならない。
- ⑥ 子どもアドボケイトは、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

以上